私 事 総 第 1207 号
令 和 8 年 10 月 15 日

任意継続加入者の皆様へ

日本私立学校振興・共済事業団
理事長　福 原　紀 彦

令和８年熊本地震により被災された任意継続加入者の皆様への
災害見舞金等の早期支払等について

このたびの令和８年熊本地震により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

当事業団では、特に甚大な被害のあった地域において、**住居又は家財に損害を受けられた任意継続加入者の皆様からの災害見舞金等の請求**について、給付金等を速やかに決定し、送金することとしましたのでお知らせします。

被災地の一日も早い復旧・復興を心よりお祈り申し上げます。

記

１．災害見舞金及び災害見舞金付加金

「災害見舞金・災害見舞金付加金請求書」について、給付金等を早期に支払うための処理を行います。
災害見舞金及び災害見舞金付加金の支給条件等については、【参考】をご確認ください。

（１）請求手続

次の枠内の必要書類を提出してください。

なお、災害見舞金・災害見舞金付加金請求書の右上余白に、赤字で「令和８年熊本地震」と記載してください。

①災害見舞金・災害見舞金付加金請求書
②災害状況明細書
} これらの様式用紙は、私学共済ホームページ「令和８年熊本地震への対応（共済業務）」から取得できます。
③市区町村長又は消防署長等が発行した「り災証明書」

(注) この他にも書類が必要となる場合があります。
記入方法は、私学共済ホームページをご確認ください。

（２）給付金等の送金

給付金等については、すでに登録してある任意継続用の給付金口座へ送金します。

（3）災害見舞品

災害見舞金付加金が決定された任意継続加入者の皆様には、災害見舞品に代えて**３万円**を支給します。

なお、災害見舞金付加金とあわせて支給しますので、別途の請求手続は必要ありません。

（4）お問い合わせ

給付金等の請求についてご不明な点がありましたら、業務部短期給付課にお問い合わせください。

２．熊本市・八代市における請求受付・相談対応等

熊本市及び八代市で、災害見舞金・災害見舞金付加金請求についての審査、受付及び相談をお受けする現地会場を開設します。必要書類が整っていれば、現地で請求書を受付することもできます。開設日時、会場その他の詳細については、同封のリーフレット「私学共済からのお知らせVol.2_2」をご確認ください。

日本私立学校振興・共済事業団　共済事業本部
〒１１３-８４４１　東京都文京区湯島１－７－５
℡　０３－３８１３－５３２１（代表）
私学共済ホームページ　https://www.pmac.shigaku.go.jp
※　災害見舞金等の請求書等の用紙は、私学共済ホームページ「令和８年熊本地震への対応（共済業務）」に掲載しています。

【参考】

災害見舞金及び災害見舞金付加金は、加入者（任意継続加入者を含みます。）及び被扶養者が水震火災その他の非常災害により住居（注１）又は家財に損害を受けたとき、その損害に対する見舞金として支給される給付です。

〔支給条件〕

下表左欄に掲げる損害の程度に該当した場合に、右欄に定める月数を標準報酬月額に乗じて得た額を災害見舞金として支給します。また、災害見舞金の額の６０％に相当する額を災害見舞金付加金として支給します。なお、住居又は家財に対する損害が５分の１以上３分の１未満の場合には、災害見舞金の支給対象となりませんが、標準報酬月額の５０％に相当する額を災害見舞金付加金として支給します。

この他に、災害見舞品に代えて現金３万円を、災害見舞金付加金と同時に支給します。

※　住居又は家財の損害の割合が５分の１未満の場合には支給されませんのでご了承ください。

損　害　の　程　度（注２）	月　数		
	災害見舞金	災害見舞金付加金	合計
１　住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき ２　住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき	３か月	１．８か月	４．８か月
１　住居及び家財の２分の１以上が焼失し、又は滅失したとき ２　住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき ３　住居又は家財の全部が焼失し、又は滅失したとき ４　住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき	２か月	１．２か月	３．２か月
１　住居及び家財の３分の１以上が焼失し、又は滅失したとき ２　住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき ３　住居又は家財の２分の１以上が焼失し、又は滅失したとき ４　住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき	１か月	０．６か月	１．６か月
１　住居又は家財の３分の１以上が焼失し、又は滅失したとき ２　住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき	０．５か月	０．３か月	０．８か月
住居又は家財に５分の１以上３分の１未満の損害を受けたとき	－	０．５か月	０．５か月

床上浸水により損害を受けて、上の表により損害の程度を判定しがたいと認めたとき

浸　水　の　程　度（注３）	月　数		
	災害見舞金	災害見舞金付加金	合計
床上　１２０㎝以上	１か月	０．６か月	１．６か月
床上　３０㎝以上１２０㎝未満	０．５か月	０．３か月	０．８か月
床上　３０㎝未満	－	０．５か月	０．５か月

（注１）災害見舞金の対象となる「住居」とは、加入者又は被扶養者が現に生活の本拠として居住する建物をいいます。この「建物」は、自己の所有のものであるかどうかは問いません。

（注２）修理等により使用可能であるものは、損害に含まれませんのでご注意ください。

（注３）床下浸水の場合は支給されません。